



苅宿地区 地域計画だより

令和6年3月 第2号
苅宿営農組合
浪江町役場・農業委員会



1 苅宿営農組合の総会を開催しました

◆令和6年1月27日に、震災後初の総会を苅野防災コミュニティセンターで開催しました(組合員33名中、出席12名、委任14名)。総会では、組合の活動再開などについて協議しました。議題と議決内容は以下のとおりです。

【議案第1号】規約の改定について ⇒ 承認(一部項目を修正)

内容:震災により組合規約が紛失されたため、改めて規約を作成しました。

新規約では、新たな役職として会計を置くこととなりました。

【議案第2号】役員改選について ⇒ 承認(改選結果は以下のとおり)

役 職	改 選 前	改 選 後
組 合 長	佐藤 孝男	佐藤 高俊
副 組 合 長	佐藤 高俊	吉田 晴巳
会 計 (新 規)		佐藤 良樹
理 事	佐藤 光衛	松本 伸一
理 事	松本 伸一	佐藤 孝男
理 事	長岡 正訓	岡 高 志
理 事	花房 博明	長岡 正訓
監 事	高住 幸一	長 岡 眞
監 事	徳田 俊勝	四 條 正 明

【議案第3号】苅宿地区農用地利用規定の改定について ⇒ 承認

内容:震災により紛失されたため、苅宿ふれあいファームを担い手とする規定を作成しました。

【その他の協議事項について】

(1) 苧宿ふれあいファームの営農状況と今後の見通しについて

(2) 地域計画の取組について

○苧宿地区の約 80ha の農地のうち、30ha を苧宿ふれあいファームが耕作する計画で、残りの面積は苧宿復興組合が営農再開支援事業を活用して保全管理しています。

○しかし、営農再開支援事業は令和7年度に終了します(保全管理は令和6年度で終了します)。そこで、後述の地域計画を活用して、現在保全管理している農地について、今後どのようにしていくか、営農組合役員会が中心となって検討していくこととなりました。

(3) 基盤整備促進事業について

内容: 基盤整備促進事業は、畦畔除去や用排水路の整備など換地を伴わない簡易な農地整備が実施できる事業です。今後、苧宿ふれあいファームが水稻を作付している農地について、地権者の了解が得られれば、本事業を活用していくこととしました。

2 地域計画について

◆地域計画とは、範囲を決めた農地において、概ね10年後を見据えて「誰が、どこで、何を作付するのか」を決めていく制度です。次ページの工程を進めていくことで、担い手の決まらない農地(不耕作農地)を抑制・解消することができます。

◆地域計画の策定にあたっては、令和6年度まで関係機関(浪江町・農業委員会・双葉農業普及所・福島県農業振興公社等)がお手伝いします。

◆現在行っている特認作業(草刈り等)は、営農再開を目的とした補助事業のため、事業終了後は誰かが営農していく必要があります。

◆担い手の決まらない農地は、農地所有者が自ら耕作・維持管理する必要があります。

3 地域計画のステップ(工程)について

ステップ 1: 検討の主体を決めます。⇒**苅宿営農組合で検討します。**

- ▶行政区、復興組合等の策定エリアをカバーする主体
- ※具体的な検討は、全体または水系単位、圃場整備範囲、小字単位など

ステップ 2: 策定するエリアを決めます。⇒**次ページのとおりととなりました。**

- ▶用途区域を除いた区域で策定します。大字(行政区)単位で良いか確認
- ▶隣接行政区と重複する場合は隣接行政区と策定エリアの確認

ステップ 3-1: 5～10年後の農地や農業のあり方を決めます。

- ▶農地の集約化や営農上の課題の確認
 - ・ほ場へ大型機械が入れない ⇒**農業基盤整備促進事業の活用を検討します。**
 - ・農業用機械がないから大規模化できない→営農再開リース事業の検討
 - ・営農地が分散していて非効率→農地の集約化の検討 など
- ▶営農再開事業をいつまで行うか。
 - ・7年度まで営農再開支援事業が可能。8年度から営農再開は必須。
(地域計画地域集積協力金は7年度交付分まで)
- ▶5年～10年後の地域の農業のあり方を決めていきます。

ステップ 3-2: だれが、どこで、何をつくるのか決めていきます。

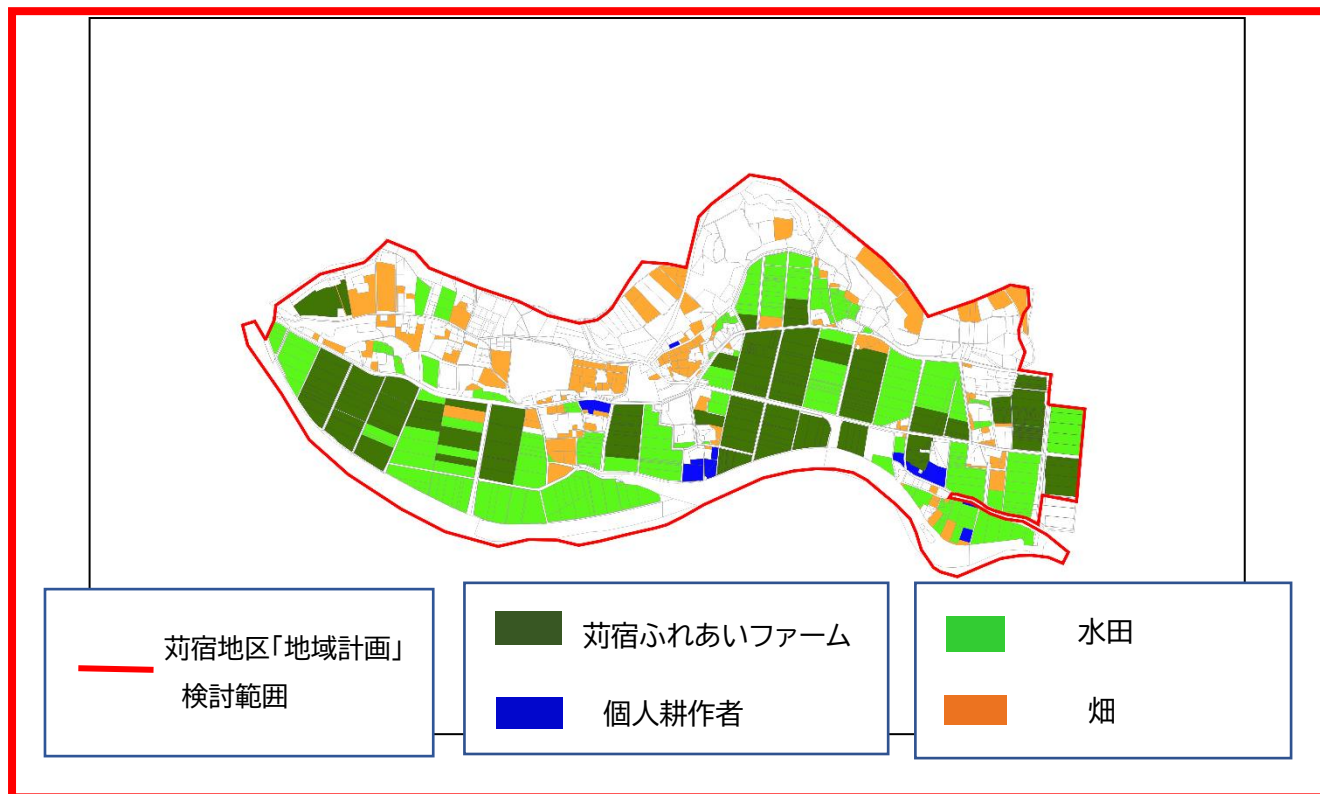
- ▶地権者の農地利用の意向を確認します。
 - ⇒ **追加調査を実施しますのでご協力をお願いします(次ページ)。**
- ▶現在の担い手、今後営農再開する担い手を確認
- ▶耕作されない農地をどうするか決めます。地域の担い手を優先します。
 - ・担い手が規模拡大する農地
 - ・地区外から参入する農地
 - ・営農はできないが草刈りなどの管理だけをする農地
 - ・耕作不適地として対象地から除外する農地

ステップ 4: 将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめます。

- ▶計画シートに記載し地域で確認します。

地域で合意した地域計画案を外部検討委員会で確認し、地域計画として公告します。
その後、農地の賃貸借の手続き(農地バンクの活用)を行います。

4 地域計画の範囲(暫定)について



5 農地所有者の意向調査について



◆昨年に実施した意向調査について、未回答の方に改めて調査票をお送りします。苅宿地区の営農再開を進めていくために必要な調査ですので、ご協力をお願いします。

【地域計画に関するお問合せ先】

❖浪江町役場 農林水産課農政係

☎ 0240-34-0245

❖浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

❖福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)

☎ 0240-34-0246

(携帯)070-8688-9530

